



大雪山愛の鐘再建に寄付

旭岳中腹の姿見の池付近にある「大雪山愛の鐘」は老朽化しており、再建の準備をしていたところ、1月16日、町内在住の京極宏さんより大雪山愛の鐘設立・管理運営委員会（会長 松岡市郎）に対し、愛の鐘再建費用に役立ててほしいと、多額の寄付をいただきました。

寄付金は再建費用の一部として有効に使わせていただきました。ありがとうございます。



第32回 ひがしかわ氷まつり事業に寄付

12月26日、東川町建設業協会会長 藤田裕三さんより、1月21日から東川町羽衣公園周辺において開催された「第32回ひがしかわ氷まつり事業」に対し町へ寄付をいただきました。

頂戴した寄付は郷土館周辺の

イルミネーション点灯等に活用させていただきます。

旭川地方務局 法務局において筆界特定制度が施行されました

旭川地方務局 全国の法務局において平成18年1月20日から筆界特定制度が施行されました。

筆界特定とは一筆の土地およびこれに隣接する他の土地について、登記上の筆界を現地において特定することをいいます。

筆界特定の申請ができるのは、筆界の位置が不明である、あるいは筆界について隣接地の所有者との間で争いがある場合などであり、申請人となるのは、その土地を所有する皆様（登記上の所有者）となります。

申請における経費は申請の際に納付する手数料と、筆界を特定するために測量する場合の測量経費などです。

詳細につきましては次へお問い合わせください。

お問い合わせ 旭川地方務局登記部門表示登記専門官（☎53 2311内線335） 旭川市花咲町4丁目

大切なお知らせとお願い

1985年から1992年製のナショナルFF式石油温風機および石油フラットラジアンターターには事故に至る危険性があります。

当該対象製品を未点検のままご使用になりますと、一酸化炭素を含む排気ガスが、室内に漏れ出し、場合によっては死亡事故に至るおそれがあります。

ご使用のFF式石油温風機及び石油フラットラジアンターターの品番をご確認いただき、左記フリーダイヤルまたは、ご購入販売店までご連絡ください。

お客様の要望に応じ、対象製品のお引取り（一台当り5万円）もしくは、無料で点検修理をさせていただきます。

ご愛用の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ 松下電器産業株式会社 フリーダイヤル0120（872） 773（受付は土・日・祝日含む24時間）

なお、お客様からご提供いただきました「個人情報」は対象製品の引取り、点検修理の目的以外には使用いたしません。

みんなの声

Q&A

「町長への手紙」などでお寄せいただいた住民の皆様のご意見やご質問に対しお答えします。広報12月号配布の町長への手紙などを利用し広報広聴係（☎82-2111）までお寄せください。

Q 今年は雪の多い年で全国各地で雪害のニュースが流れています。東川町の除雪体制について教えてください。

A 東川の1月までの積雪は例年より少なめですが、今後も注意を怠ることはできない状況と思われます。町の除雪体制についてお知らせいたします

本町では職員2名、臨時職員11名合わせて13名の人員と、町で保有する除雪ドーザー6台、ダンプカー3台、除雪専用トラック、歩道除雪用小型ロータリ、大型ロータリ各1台の計12台の体制で、道

道を除く町内の町道199*と歩道24*の除雪作業を行っています。

出動のタイミングについては、現在、降雪量が15センチ程度あった時、または降ると予想される時とさせていただいており町内を10の区域に分け、各担当毎に全町一斉に作業をスタートさせています。

夜中などに降雪が続く場合は、通勤、通学に支障がないよう朝3時から出動し最大8時終了を目途に作業をし、また、強風により著しい吹き溜まりが生じた場合にも随時出動しております。

予測を超える降雪があった場合には早急な道路通行の確保が優先となりきめ細かな除雪が間に合わない場合がありますが、皆様にはご理解とご協力をお願いします。

また、除雪費用については少ない財源の中から毎年約3,500万円を使わせていただいておりますが、厳しい財政の

中で最小限の経費で除雪を行っておりますので出入口等の雪処理につきましては各家庭でのご協力をよろしくお願います。

以下、町から皆様へのお願いです。

深夜から早朝にかけての路上駐車は除雪の支障となって駐車車両の付近は除雪できないことから、近所の方や地域の方々へたいへんな迷惑をかけますので止めてください。

屋根雪や庭先の雪を道路に捨てる方がいます。除雪の際に隣の家にその雪が流れてたいへんな迷惑がかかりますので止めてください。

お問い合わせ 都市建設課（☎82-2111）

道道については、北海道土木現業所の管轄となります。お問い合わせに町ではお答え出来ない場合がありますので極力直接土木現業所にご連絡願います。（☎26-4461）